

総務 児童数の増で北部小学校教室等を整備

議案第十八号
平成十九年度一般会計
補正予算(第二号)

〔提案理由〕 歳入歳出予算債務負担行為及び地方債の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ五億四〇四六万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四三三億三〇七五万二千元にしようとするもの。

■委員 派遣職員の給与費納入金の内容は。

□当局 千葉県後期高齢者医療広域連合が組織され、五月一日に職員一人を派遣している。協定により職員給与については、市が立つかえで支給し、年度末に派遣先から納入されるため計上したものである。

■委員 就労意欲促進事業助成金と障害児等療育支援事業補助金の内容は。

□当局 就労意欲促進事業助成金は、施設での自己負担額を計算する際に施設で働いて得た工賃を収入として計算に入れていたが、二万四千元は手元に残すために従来の自己負担額との差額を償還払いするための助

成金。障害児等療育支援事業補助金は、障害児を育てた先輩との交流及び障害の早期発見のため、遊具と療育機器購入の補助金である。

■委員 北部小学校が二学級ふえることにより、特別教室を普通教室に改修するということだが、まだ学級数がふえるのではないかと思う。プレハブを建てるにしても学校用地全体が狭いし、毎年学級数がふえて児童数が多くなってきたときに校庭が狭いという問題も出てくると思うが、今後の見通しは。

□当局 児童数のピークは平成二十五年度を見込んでいる。今年度は、プレハブの設計を行い、来年度に一棟を建設する予定である。その後の増加に対しては、もう一棟建設し対応していきたい。また、校庭の広さは、現在の児童数二二六人に対しての設置基準は二四〇〇平方メートルであり、現在は五二七四平方メートルあることから、プレハブ一、二棟の建設は設置基準からすれば問題はない。

◆本会議・賛成多数で可決

船形地先に農産物直売所を設置 環境経済

議案第五号
農産物直売所の設置及び管理に関する条例の制定

〔提案理由〕 農業の振興及び障害者の自立支援を図るため、農産物直売所を設置しようとするもの。

■委員 設置場所の候補地は何力所かあったが、この場所に決めた理由は。

□当局 隣接の施設では園芸福祉で野菜づくり等に取り組んでおり、出荷場所や雇用の場として活用できることから決定した。

■委員 一般客用に確保する駐車台数は何台か。

□当局 二十五台を予定している。

■委員 直売所の開所時間と休所日は。また、誰でも野菜等の持ち込みができるのか、持ち込みの基準は。

□当局 直売所の開所時間は、午前九時半から午後六時半まで、休所日は十二月三十一日から一月五日の六日間となる。直売所への持ち込みは、組合員にならないとできない。持ち込みの基準は、葉物などは朝取りの新鮮な野菜を入れていただくよ



農産物直売所予定地(写真手前)

うになるが、具体的な農産物はこれから決めることになる。

■委員 特別な理由があるかと認めるときは使用料を減免するとあるが、具体的な考えは。

□当局 市が主催してイベントを行うときには無料にするように考えている。

■委員 組合に入る条件や組合費は。

□当局 特に厳しい条件はないが、みずからつくったものの販売が条件となる。組合費は、五年程度経過後に返還する人会金で、市内の方が一万円、市外の方が二万円、年会費が五千円となる。

◆本会議・全会一致で可決

文教福祉

特養老人ホーム鶴寿園を無償譲渡

議案第七号
特別養護老人ホーム設置及び管理に関する条例の廃止

議案第八号
老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正

議案第十三号
財産の無償譲渡

(提案理由) 議案第七号は、特別養護老人ホーム鶴寿園を譲渡することに伴い条例を廃止しようとするもの。議案第八号は、鶴寿園老人デイサービスセンターを譲渡することに伴い、条例の規定を整備しようとするもの。

議案第十三号は、市の財政負担を伴わず特別養護老人ホームの個室、ユニット化等の住民サービスの向上を図るため、老朽化した特別養護老人ホーム鶴寿園及び鶴寿園老人デイサービスセンターの用に供する建物について、特別養護老人ホーム鶴寿園の建てかえを条件に譲渡しようとするもの。

■委員 建設補助金はどうなるのか。



特別養護老人ホーム鶴寿園

□答弁 補助金を受けて建設した建物を用途変更や譲渡した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、残存価格に近い形で返還する義務が生じる。ただし、社会福祉法人に無償で譲渡すれば、返還の義務はなくなる。

■委員 指定管理者制度導入等で民間委託の施設がふえている。今回のように建物が老朽化し業者から建てかえをしたいという申し出があった場合は建てかえの条件つきで譲渡するのか。

□答弁 鶴寿園以外の施設で、検討をしている施設はないが申し出があれば、その時点で検討する。

◆本会議・賛成多数で可決

建設 路線整理のため市道を認定・廃止

議案第二十四号及び議案第二十五号
道路線の認定及び廃止

(提案理由) 路線整理のため市道路線を認定及び廃止しようとするもの。

■委員 清水公園駅前線のライオンズマンション付近では車の流れが複雑になることにより安全対策に不安を持っている人がいる。具体的にはどのような安全対策をとられるのか。

□当局 交通安全については、都市計画決定を変更する際と設計ができた際に警察と協議しており、道路標識や道路標識により必要な安全対策を講じている。また、開通する際にも再度協議し安全対策に十分配慮していきたい。

■委員 トンネルの駅側の出口に信号機はつかなのかという話もあるが、具体的には考えていないのか。

□当局 トンネル出口の信号機設置については、警察との協議の際に検討が加えられており、道路標示や道路標識により交通の安全を図れるという



現地視察（清水公園駅前線）

形で警察との協議が調っている。

■委員 市道廃止の参考資料を見ると、道路幅員の最大及び最小がともにゼロというところが数多く出ている。公図上は道路は残っているけれども、実際の開発行為の中で、今は道路がないという意味で書かれているものとして理解してよいのか。

□当局 昭和六十二年当時、道路台帳を整備したときに、公図上道路はあるが、現道がなかったものについては区域決定がされていないため、道路幅員の最大及び最小がともにゼロという形になっている。

◆本会議・賛成多数で可決